

高野町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐことを目的として、ブロック塀等耐震対策事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、高野町補助金交付規則（平成8年高野町規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 国、県、町が管理する道路（幅員1.8m以上の里道等を含む。）及び不特定多数の者が避難するために利用する道又は公園をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック造、レンガ造、土塀、石造その他組積造による塀及び門柱で、別表第1の基準に適合しない項目があるもの。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 町内の存するブロック塀等の所有者であって、当該ブロック塀等を撤去し、又は改善する者
- (2) 町税等を完納している者
- (3) 国、県又は町の公共用地の取得に伴う損失補償を受けていない者。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付及び高野町環境維持基金による景観整備の助成を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施する者であること。

(補助対象事業)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、災害復旧のために実施するもの及び国又は地方公共団体が実施するのは除く。

(1) ブロック塀等の撤去

道路等に面し、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等（隣接道路の地盤面からの高さが0.6メートル以上のものをいう。）を延長2メートル以上撤去する事業

(2) ブロック塀等の改善

道路等に面し、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等（隣接道路の地盤面から高さが0.6メートル以上のものをいう。）を撤去した後に、引き続き生垣又は板塀等に転換する事業

(交付の条件)

第5条 事業の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に適合するものでなければならないものとする。また、景観及び準景観地区については、景観に配慮して、生垣、板塀等の自然素材とする。

- (1) 生垣を設置する場合には、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 樹木は列状に植え込まれ、延長2メートル以上の生垣を形成していること。

イ 樹木の本数が生垣延長1メートル当たり2本以上であること。

ウ 外部から眺望した樹木の高さが1メートル以上であること。

エ 生垣をブロック、コンクリート、石又はレンガにより囲む場合は、高さが地盤面から0.5メートル以下であること。

(2) ブロック塀等を安全な塀に改善する場合には、板塀等の塀に改善することとし、ブロック塀からブロック塀への改善は認めない。

(3) 板塀等の塀を設置する場合には、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 板塀等の延長は2メートル以上であること。

イ 塀の高さは、基礎を含めて1メートル以上であり、基礎高さは地盤面から0.5メートル以下であること。

ウ 景観及び準景観地区以外の地区は、落ち着いた色調の目隠しフェンス等とすることができる。

2 ブロック塀等の撤去について、敷地内の道路に面する危険と見なされるブロック塀等は、原則としてすべて撤去すること。

3 補助金の交付は、一の敷地につき1回限りとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第2のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に補助対象部分の確定のための調査をうけ、高野町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 敷地の位置図

(2) 配置図及び立面図（道路に面しているブロック塀等の位置、高さ及び長さを示すこと）

(3) 施工業者が発行した見積書又はその写し（内訳が記載されているものに限る。）

(4) 現況写真（撤去又は改善するブロック塀等の状況がわかるもの）

(5) 高野町ブロック塀等補助対象部分の事前調査書（様式第2号）

(6) 誓約書（様式第3号）

(7) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、高野町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、その結果を申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、高野町ブロック塀等耐震対策事業変更（中止）承認申請書(様式第5号)により、町長が必要と認める書類を添えて申請し、その承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第10条 町長は、前条の規定による申請が適当であると認める場合は、高野町ブロック塀等耐震対策事業変更等承認通知書(様式第6号)により、補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 補助決定者は、ブロック塀等耐震対策事業が完了したときは、高野町ブロック塀等耐震対策事業実績報告書(様式第 7 号)に次に掲げる関係書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 写真(施工前、施工中、完了後の確認ができるもの)
- (3) 契約等(写し)及び領収書(写し)
- (4) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第 12 条 町長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、高野町ブロック塀等耐震対策事業補助金確定通知書(様式第 8 号)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 前条の通知書を受けた補助決定者は、高野町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付請求書(様式第 9 号)を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第 14 条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき

2 町長は、前項の規定による取り消しをしたときは、補助決定者に通知し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補助決定者の責務)

第 15 条 補助決定者は、補助金の交付を受けた後において当該補助対象事業により工事を行った場所を、安全かつ良好な状態に保つよう努めなければならない。

(調査等)

第 16 条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

安全性のチェックリスト

1 コンクリートブロック塀

| 点検項目 | 点検内容 | 判定 |
|---------|---|----|
| ① 高さ | 塀の高さは、2.2m以下か。 | |
| ② 厚さ | 塀の高さ2m超の場合は、厚さ15cm以上か。 | |
| | 塀の高さ2m以下の場合は、厚さ10cm以上か。 | |
| ③ 控え壁 | 塀の高さが1.2m超の場合は、塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突き出た控え壁があるか。 | |
| ④ 基礎 | コンクリートの基礎があるか。 | |
| | 塀の高さが1.2m超の場合は、基礎の根入れ深さ30cm以上か。 | |
| ⑤ 健全性 | 塀の傾き、ひび割れはないか。 | |
| ⑥ 鉄筋の有無 | 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。 | |

2 組積造（れんが造、石造等）の塀

| 点検項目 | 点検内容 | 判定 |
|-------|-------------------------------------|----|
| ① 高さ | 塀の高さは、1.2m以下か。 | |
| ② 厚さ | 壁頂までの距離の1/10以上あるか。 | |
| ③ 控え壁 | 壁の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。 | |
| ④ 基礎 | コンクリートの基礎があるか。 | |
| ⑤ 健全性 | 塀に傾き、ひび割れはないか。 | |

3 その他の塀（土塀、万年塀等）

| 点検項目 | 点検内容 | 判定 |
|-------|----------------|----|
| ① 健全性 | 塀に傾き、ひび割れはないか。 | |

4 上記以外で危険と判断される根拠がある場合は、次に記述し説明してください。

（例：人の力でぐらつく、透かしブロックを連続使用しており、縦筋が入っていない等）

※ 適合しない項目について、「判定」欄に×印を記入してください。

別表第 2 (第 6 条関係)

| 補助の対象 | | 補助額 |
|-----------|-------------------------------------|---|
| 事業の区分 | 工事費及び経費 | |
| ブロック塀等の撤去 | ブロック塀等を取り除く工事に要する経費 | ブロック塀等撤去に要する費用(実費)と撤去するブロック塀等の見付面積 1 m ² につき 10,000 円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない金額に 0.9 を乗じた額とし、400,000 円を限度とする。 |
| ブロック塀等の改善 | ブロック塀等を撤去し、引き続き、生垣、板塀等を設置する工事に要する経費 | 生垣、板塀等の設置に要する費用(実費)と生垣、板塀等の設置する延長 1 メートルにつき 20,000 円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない金額に 2 分の 1 を乗じて得た額(100,000 円を限度とする。)と、ブロック塀等の撤去に係る補助金の額の合計額とする。 |

備考

- 1 見付面積及び延長に、1 m²又は 1 メートル未満の端数がある場合は、小数点以下第 2 位は切り捨てる。
- 2 補助金の算定額に 1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。
- 3 撤去費用及び改善費用の額は、施工業者との契約等による額とする。ただし、申請者自らが撤去や改善を行う場合は、処分費及び材料費等の実費に相当する額とする。